

通所介護事業・第1号通所事業

## 運 営 規 程

ほほえみ八木 通所介護事業所

# 通所介護事業・第1号通所事業 運営規程

## (事業の目的)

- 第1条 ほほえみ八木 通所介護事業所（以下「当事業所」という）は、介護保険法（以下「法」という）の理念に基づき、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することを目的として、指定通所介護事業または指定第1号通所事業（以下「本事業」という）を行う。
- 2 当事業所は、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防を目的として、本事業を行う。
  - 3 当事業所は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的として、本事業を行う。

## (運営方針)

- 第2条 本事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定通所介護または指定第1号通所事業（以下、「通所介護サービス」という。）の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
  - (2) 通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - (3) 通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - (4) 通所介護サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
  - (5) 通所介護サービスの提供に当たり、特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスの提供ができる体制を整える。
  - (6) 通所介護サービスの提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、南丹市、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
  - (7) 当事業所は、その提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

## (事業所の名称等)

第3条 本事業の事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ほほえみ八木 通所介護事業所
- (2) 所在地 京都府南丹市八木町西田山崎17番地

## (職員の職種、員数)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者：…………… 1名
- (2) 生活相談員：…………… 1名以上
- (3) 看 護 職 員：…………… 1名以上
- (4) 機能訓練指導員：…………… 1名以上
- (5) 介 護 職 員：…………… 5名以上
- (6) 補 助 職 員：…………… 1名以上

### **(管理者の職務)**

第5条 第4条に定める管理者の職務は次のとおりとする。

- (1) 当事業所の職員および業務の管理を、一元的に行う。
- (2) 本事業の利用の申し込みにかかる調整を、一元的に行う。
- (3) 本事業の業務の実施状況の把握を、一元的に行う。
- (4) 当事業所の職員に本規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (5) 利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。このとき、既に居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- (6) 通所介護計画を作成した際には、利用者等にその内容を説明する。
- (7) 通所介護従業者に、それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況および目標の達成状況を記録させる。
- (8) 通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその変更を行う。
- (9) 通所介護従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (10) 通所介護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行う。

### **(生活相談員の職務)**

第6条 第4条に定める生活相談員の職務は次のとおりとする。

- (1) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、その自立生活を支援するため、他の職種とも連携し、利用者等に対して相談援助等を行う。

### **(看護職員の職務)**

第7条 第4条に定める看護職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康チェックを行う。
- (2) 利用者に入浴サービスを提供する際のバイタルチェックを行う。
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (4) 利用者の日常生活上の世話等を行う。

### **(介護職員の職務)**

第8条 第4条に定める介護職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者の入浴、食事、排泄等の介護を行う。
- (2) 利用者の日常生活上の世話等を行う。

### **(機能訓練指導員の職務)**

第9条 第4条に定める機能訓練指導員の職務は次のとおりとする。

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練で、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う。

### **(補助職員の職務)**

第10条 第4条に定める補助職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者および通所介護従業者の業務に必要な事務を行う。

### **(営業日および営業時間)**

第11条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。

### **(通所介護サービスの利用定員)**

第12条 当事業所の利用定員は、1日30人とする。

## (利用定員の遵守)

第13条 当事業所は、利用定員を超えて通所介護サービスの提供を行ってはならない。

## (通所介護サービスの内容)

第14条 当事業所の通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

### (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

(ア) 排泄の介助

(イ) 移動の介助

(ウ) 養護(休養)

### (2) 健康状態の確認

### (3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

(ア) 日常生活動作に関する訓練

(イ) レクリエーション(アクティビティ・サービス)

(ウ) グループワーク

(エ) 行事的活動

(オ) 体操

(カ) 趣味活動

### (4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降および移動の介助を行う。

### (5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

(ア) 一般浴槽による入浴

(イ) 特殊浴槽による入浴

・介助の種類(必要に応じて行う)

(ア) 衣類着脱

(イ) 身体の清拭

(ウ) その他必要な介助

### (6) 食事サービス

(ア) 準備、後始末の介助

(イ) 食事摂取の介助

(ウ) その他必要な食事の介助

### (7) 相談、助言等に関する事

利用者等の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(ア) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

(イ) 福祉用具の利用法の相談、助言

(ウ) 住宅改修に関する情報提供

(エ) 家族介護者教室の開催

(オ) その他必要な相談、助言

## 2 当事業所の指定第1号通所事業の内容は次のとおりとする

(1) 通所型サービス(Ⅰ)・・・1週に1回程度

(2) 通所型サービス(Ⅱ)・・・1週に2回程度

**(サービス利用にあたっての留意事項)**

第15条 利用者は通所介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 入浴サービスを利用する際の留意事項

- (イ) 入浴前には看護職員による健康チェックを受けること
- (ロ) 浴室内では、職員の指示に従う

(2) 日常動作訓練を受ける際の留意事項

- (イ) 利用前に、主治医からの指示を受けること
- (ロ) 看護職員の指示に従い、訓練を受けること
- (ハ) 機器の取り扱いに際しては、職員の指示に従うこと

(3) 送迎サービスを利用する際の留意事項

- (イ) シートベルトを必ず装着すること
- (ロ) 気分が悪くなる等の際には、同乗の職員に速やかに申し出ること
- (ハ) やむを得ず、急ブレーキ等がかかる場合があるので、注意すること

**(内容および手続きの説明および同意)**

第16条 当事業所は、通所介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者等に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に必要なと認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、その提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

**(提供拒否の禁止)**

第17条 当事業所は、正当な理由なく通所介護サービスの提供を拒んではならない。

**(利用者に関する市町村への通知)**

第18条 当事業所は利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を南丹市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所介護サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

**(通常の事業の実施地域)**

第19条 南丹市内八木町内を通常の事業の実施地域とする。

**(利用料等)**

第20条 通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割もしくは3割)

2 前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (イ) 南丹市の境界から片道10km未満は500円
- (ロ) 南丹市の境界から片道10km以上の場合は2kmごとに100円加算

(2) 通所介護サービスに通常要する時間を超える通所介護サービスであって、利用者の選定にかかるものの提供にともない必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護サービスにかかる居宅介護サービス基準額またはサービス費用基準額を超える費用(時間延長サービス)

- (3) 食費 . . . . . 650円
- (4) おやつ代 . . . . . 60円(希望に基づき提供)
- (5) オムツ代 . . . . . 実費(希望に基づき提供)

(6) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴

収する。

- 4 その他、利用料等について支払が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。
- 5 費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して、サービスの内容および費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、押印）を受けることとする。

#### （サービス提供困難時の対応）

第21条 当事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、その利用申込者にかかる居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者への連絡、地域包括支援センター、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格等の確認）

第22条 当事業所は、通所介護サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無および要介護認定等の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、通所介護サービスを提供するように努めなければならない。

#### （要介護認定等の申請にかかる援助）

第23条 当事業所は、通所介護サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、その利用申込者の意向を踏まえて速やかにその申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

- 2 当事業所は、居宅介護支援または介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くともその利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

#### （心身の状況等の把握）

第24条 当事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### （居宅介護支援事業者等との連携）

第25条 当事業所は、通所介護サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 当事業所は、通所介護サービスの提供の終了に際しては、利用者等に対して適切な指導を行うとともに、その利用者にかかる居宅介護支援事業者等に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第26条 当事業所は、通所介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、その利用申込者等に対し、以下の援助を行わなければならない。

- (1) 居宅サービス計画等の作成を居宅介護支援事業者等、地域包括支援センターに依頼する旨を南丹市に届け出ること等により、通所介護サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。
- (2) 居宅介護支援事業者等に関する情報を提供すること。
- (3) その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うこと。

#### (居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第27条 当事業所は、居宅サービス計画等が作成されている場合は、その計画に沿った通所介護サービスの提供を行わなければならない。

#### (居宅サービス計画等の変更の援助)

第28条 当事業所は、利用者が居宅介護計画の変更を希望する場合は、その利用者にかかる居宅介護支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

第29条 当事業所は、通所介護サービスを提供した際には、以下の事項を、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- (1)提供日
- (2)内容
- (3)保険給付の額
- (4)その他、必要な事項

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第30条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護サービスにかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

#### (緊急時等の対応)

第31条 当事業所の通所介護従業者は、現に通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第32条 当事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、南丹市、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 当事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (非常災害対策)

第33条 当事業所は、非常災害に備えて、次の計画を立てておく。

- (1)消防計画
  - (2)風水害、地震等に対処する計画
- 2 前項に基づいて、次の責任者を定める。
- (1)防火管理者
  - (2)火気・消防等についての責任者
- 3 本条第1項に基づいて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

#### (掲示)

第34条 当事業所の見やすい場所に、下記の事項を掲示しなければならない。

- (1)運営規程の概要
- (2)通所介護従業者の勤務の体制
- (3)その他、利用申込者のサービスの選択に必要と認められる重要事項

#### (広告)

第35条 当事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

#### (秘密保持)

第36条 当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当事業所は、当事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、その利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### (虐待の防止のための措置)

第37条 事業所は、高齢者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
  - (2) 虐待の防止の対策を検討する委員会の定期的な開催、およびその結果の従業者への周知徹底
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修の実施
  - (4) 苦情解決体制の整備
  - (5) 成年後見制度の利用支援
  - (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

第38条 事業者は、指定通所介護〔指定第1号通所介護事業〕の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

#### (居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第38条 当事業所は、居宅介護支援事業者等またはその従業者に対し、利用者に対して当事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

第39条 当事業所は、提供した通所介護サービスにかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 当事業所は、提供した通所介護サービスに関し、以下の求め等に応じまたは協力しなければならない。
  - (1) 法の規定により南丹市及びその他の保険者（以下「南丹市等」という）が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め
  - (2) 南丹市等の職員からの質問もしくは照会
  - (3) 利用者からの苦情に関して南丹市等が行う調査
- 3 当事業所は、前項に規定する求めに応じる等の際に、南丹市等から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 当事業所は、提供した通所介護サービスにかかる利用者からの苦情に関して、京都府国民健康保

- 険団体連合会（以下、「国保連」という。）が行う法に規定された調査に協力しなければならない。
- 5 当事業所は、前項に規定する調査に協力する際に、国保連から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

#### （会計の区分）

第40条 当事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

#### （記録の整備）

- 第41条 当事業所は、職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 当事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておかなければならない。

#### （業務継続計画の策定等）

- 第42条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定第1号通所介護事業〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （衛生管理等）

- 第43条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

#### （その他の運営に関する重要事項）

- 第44条 当事業所は、本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を確保する等、業務体制の整備に努めなければならない。
- 2 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 3 当事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定第1号通所介護事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は当事業所が別に定める。

#### 附 則

- この規程は、平成18年 1月 4日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年12月11日から施行し、平成30年8月1日から適用する。  
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。